

様式第5号(第15条関係)

審議会会議録

審議会等の名称	第3回 瑞穂市上下水道事業審議会
開催日時	令和4年1月24日(月曜日) 午後2時00分から3時00分
開催場所	瑞穂市総合センター5階 第1・2・3会議室
議題	瑞穂市下水道事業における受益者負担金及び分担金制度について(諮問)
出席委員 欠席委員	出席委員 10名 櫻木晋一会長、清水治副会長、赤尾達也委員 菅野賢治委員、河野秀明委員、棚瀬あけみ委員 所 洋士委員、牧田佳代子委員、柳瀬秀治委員 吉田敏之委員
公開・非公開の 区分 (非公開理由)	<input checked="" type="checkbox"/> 公 開 ・ <input type="checkbox"/> 非 公 開
傍聴人数	0人
審議の概要	あいさつ 議事 【会長】 委員総数10名中10名の出席があり、瑞穂市上下水道事業審議会条例第6条第2項の規定により審議会の成立を宣言した。 【事務局】 追加資料の説明を行った。 【会長】 では、説明について、質問や意見があれば発言願います。

【 C 委員 】

案 3 は事務遂行上複雑で課題が多いという理解でよろしいでしょうか。

【 事務局 】

その通りです。

【 I 委員 】

既に分担金を払った人とこれから接続しようとする人全てが納得できる方法はないのではないかと。既に支払った人は納得していると思う。公共下水道に移管することで新しいルールである案 2 を適用した方が理解を得られやすいのではないかと。

【 A 委員 】

案 1 に賛成です。現在、別府処理区の人はいつでも下水道が使える状態にあります。その権利を使うか使わないかはその人の判断なので、途中で金額を変える必要はないのではないかと。

【 E 委員 】

第 1 期事業計画区域は供用開始前に受益者負担金賦課の告示を行うが、その他の地域の告示までは相当の時間があります。その時には社会情勢等が変わってくると思われまますので、今決めるのではなく告示の前に改めて審議会を開催して審議した方が良いと思う。

【 G 委員 】

各案それぞれ長所・短所がありますが、複雑な制度にするのではなく 10 年・20 年経ったときに分かり易い制度であるべきだと思います。

【 E 委員 】

今の審議会で答申案を決めたとしても、別府処理区についてはまだ告示できないということによろしいですか。

【 事務局 】

その通りです。別府処理区は令和 12 年度ころに供用開始予定ですので、その直前に告示を行うこととなります。別府処理区の取り扱いは多く問合せをいただくので、今回の審議会では諮問事項に入れさせていただきました。

【 会長 】

別府処理区が公共下水道に移管するまで 10 年ほ

	<p>どありますので、状況が変わりましたら再度審議会を開催されるよう意見を添えてはどうかと思いますが、当審議会ではひとまず答申したいと考えています。一通り皆様のご意見を頂きましたので採決を行いたいと思います。賛成の案に挙手願います。</p> <p>【各委員】</p> <p>(案1に2名、案2に7名、案3に0名)</p> <p>【会長】</p> <p>それでは、諮問事項3について、当審議会として案2を答申することとします。次回、事務局に答申案を作成してもらい審議したいと思います。</p> <p>閉会</p>
<p>事務局 (担当課)</p>	<p>瑞穂市環境水道部下水道課</p> <p>TEL 058-327-2114</p> <p>FAX 058-327-2127</p> <p>e-mail gesui@city.mizuho.lg.jp</p>